

相模原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第13号

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第4第1号の表備考3中「別表第4第6号の表1の項」を「別表第4第7号の表1の項」に改める。

別表第4中第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同表第7号の表1の項中「別表第4第6号の表2の項の(1)」を「別表第4第7号の表2の項の(1)」に改め、同表2の項中「別表第4第6号の表6の項の(1)」を「別表第4第7号の表6の項の(1)」に改め、同号を別表第4第8号とし、同表中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同表第4号の表中「別表第4第3号の表3の項の(1)」を「別表第4第4号の表3の項の(1)」に改め、同号を別表第4第5号とし、同表第3号の表1の項(1)中「及び第6号」を「及び第7号」に改め、同項(1)ア中「第6号の表3の項」を「第7号の表3の項」に改め、同項(3)ウ中「第6号の表3の項」を「第7号の表3の項」に改め、同号を別表第4第4号とし、同表中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この号において「令」という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	令第137条の12第6項	建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合における建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件	27,000円
2	令第137	建築物の大規模の修繕又は大規模の模様	1件	27,000円

条の12第7項	替をする場合における道路内における建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査		
---------	--	--	--

別表第5第1号の表2の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

別表第5第4号の表1の項中

「

法第5条第1項第1号に該当する者が移動式製造設備のみを使用する場合であって、当該設備の処理容積が右に掲げる区分ごとであるもの	1,000万立方メートル以上のもの	1件	91,000円
	500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満のもの	1件	75,000円
	100万立方メートル以上500万立方メートル未満のもの	1件	60,000円
	50万立方メートル以上100万立方メートル未満のもの	1件	44,000円

10万立方メートル以上 50万立方メートル未満 のもの	1件	27,000円
2万5,000立方メートル以上 10万立方メートル未満のもの	1件	21,000円
5,000立方メートル以上 2万5,000立方メートル未満のもの	1件	16,000円
1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満のもの	1件	13,000円
200立方メートル以上 1,000立方メートル未満のもの	1件	11,000円
100立方メートル以上 200立方メートル未満のもの	1件	7,400円

を

「

法第5条第1項第1号に該当する者が移動式製造設備のみを使用する場合であって、当該設備の処理容積が右に掲げる区分ごとであるもの（当該者が当該設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けている場合を除く。）	1,000万立方メートル以上のもの	1件	91,000円
	500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満のもの	1件	75,000円
	100万立方メートル以上500万立方メートル未満のもの	1件	60,000円
	50万立方メートル以上100万立方メートル未満のもの	1件	44,000円
	10万立方メートル以上50万立方メートル未満のもの	1件	27,000円
	2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満のもの	1件	21,000円
	5,000立方	1件	16,000円

に改め、同表5の項中「（昭

メートル以上2万5,000立方メートル未満のもの		
1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満のもの	1件	13,000円
200立方メートル以上1,000立方メートル未満のもの	1件	11,000円
100立方メートル以上200立方メートル未満のもの	1件	7,400円
法第5条第1項第1号に該当する者が移動式製造設備のみを使用する場合であって、当該設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けているとき。	1件	6,000円

」

和42年法律第149号)」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。